

改正案

現行

（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第二条第二十九項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜七 （略）

八 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）以下この条において「令」という。）第一条の十二第一号に定める取引 貸借の別、金銭の額及び受渡日

九 令第一条の十二第二号に定める取引 貸借の別、有価証券の銘柄、数若しくは金額及び受渡日

十 令第一条の十二第三号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

十一 令第一条の十二第四号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

（免許申請等）

第二条 （略）

2 法第五十六條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、議決権を有するもの）のうち、議決権を行使することができない株式に属する議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）に属する議決権を含む。第十四條第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（証券取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（証券取引清算機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができない株式に属する議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）に属する議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査

（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第二条第二十九項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜七 （略）

八 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二第一号に定める取引 貸借の別、金銭の額及び受渡日

九 同条第二号に定める取引 貸借の別、有価証券の銘柄、数若しくは金額及び受渡日

十 同条第三号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

十一 同条第四号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

（免許申請等）

第二条 （略）

2 法第五十六條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）に係る議決権を含む。第十四條第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（証券取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（証券取引清算機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会

役による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及び履歴書又は登記事項証明書及び沿革を記載した書面並びに当該会計参与による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
六〇九（略）

（定款又は業務方法書の変更認可申請）

第八条（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一・二（略）

三 株主総会（法第百五十六条の十九の規定に基づく承認を受けた会員証券取引所（法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下同じ。）にあつては、総会）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四（略）

（資本金の額等の変更の届出）

第十条（略）

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第二条第二項第四号に掲げる書類

（有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議に係り認可申請）

第十一条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十八の規定による有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 株主総会（会員証券取引所にあつては、総会）の議事録（会社法第百三十九条第一項

等設置会社（次号において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

（新設）

四 取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
五〇八（略）

（定款又は業務方法書の変更認可申請）

第八条（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一・二（略）

三 株主総会（法第百五十六条の十九第一項の規定に基づく承認を受けた会員証券取引所（法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下同じ。）にあつては、総会）の議事録

四（略）

（資本金の額等の変更の届出）

第十条（略）

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

（新設）

（有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議に係り認可申請）

第十一条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十八の規定による有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 株主総会（会員証券取引所にあつては、総会）の議事録

の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該
当することを証する書面)

三 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）損益計算書（関連する注記
を含む。）並びに当該決議時における資産及び負債の内容を明らかにした書面

四・五 （略）

（提出書類）

第十四条 証券取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、会社法第百三十五条第
二項に規定する計算書類及び事業報告を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提
出しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 会社法第百三十五条第二項の附属明細書

二～五 （略）

3 （略）

4 証券取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生
した場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなけ
ればならない。

一 取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、職務を行うべき社員を含む。）、
監査役、執行役又は使用人がある業務を執行するに際し、法令又は業務方法書に違反す
る行為をしたこと。

二 （略）

5 （略）

三 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書並びに当該決議
時における資産及び負債の内容を明らかにした書面

四・五 （略）

（提出書類）

第十四条 証券取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、商法第百八十一条第一
項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に規定する次に掲げる書類を、毎事業年度終
了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 商法第百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の附属明細書

二～五 （略）

3 （略）

4 証券取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生
した場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなけ
ればならない。

一 取締役、執行役、監査役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令又は業務方法
書に違反する行為をしたこと。

二 （略）

5 （略）